①総合評価落札方式における留意点について（Ｑ＆Ａ）（R3年度版）

令和3年11月26日

奈良県　県土マネジメント部

総合評価のQ&A

目　次

◆Q1
総合評価落札方式とは

◆Q2～10
事後審査に関するQ＆A

◆Q11～32
「企業の施工実績等」に関するQ＆A

◆Q33～65
「技術提案（様式8）」に関するQ＆A

◆Q65～74
その他留意事項

総合評価落札方式とは

Q1　総合評価落札方式とは？

A1　■総合評価落札方式とは

〇従来の価格競争

発注者の示した仕様を満たす範囲の工事を最も低価格で施工できるものと契約

★総合評価方式

供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最も優れた工事を施工出来るものと契約

※工事の品質とは、建設される構造物だけでなく、その施工方法や安全対策、環境対策等も含む

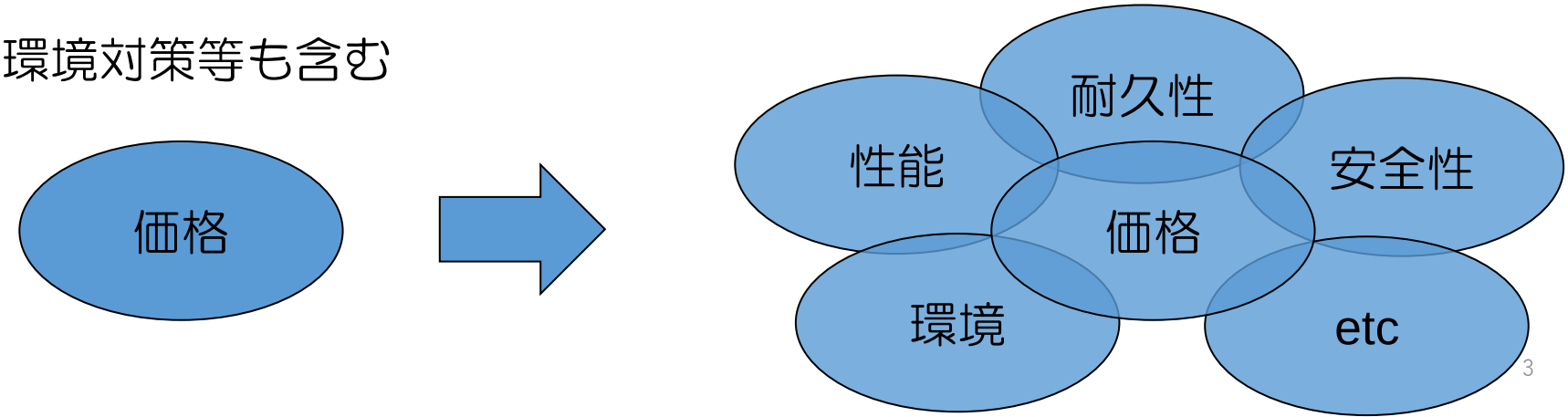

総合評価落札方式とは

A1　つづき１　■総合評価落札方式　型式の例（土木一式の場合）

タイプ別		加算点（点）		
	細分類	技術提案に係る項目又は施工計画	企業の施工実績等	計
高度技術提案型（特殊工事等）		70	－	70
標準型①	WTO	54	－	54
（9億円以上）		48	6	54
標準型②（3億～9億未満）		24	10	34
簡易型①（1億～3億未満）		12	10	22
（1億～1.5億未満）	ＩＣＴ施工者希望型	12	10	22
	企業チャレンジ評価型	12	4.5	16.5
	若手・女性チャレンジ評価型	12	10	22
簡易型②（5千万～1億未満）		6	10	16
	ＩＣＴ施工者希望型	6	10	16
	企業チャレンジ評価型	6	4.5	10.5
	若手・女性チャレンジ評価型	6	10	16

タイプ別		加算点（点）		
	細分類	技術提案に係る項目又は施工計画	企業の施工実績等	計
育成型①（3千万～5千万未満）	施工実績評価型	6	7.5	13.5
	工事成績評定点評価型	6	7.5	13.5
	ＩＣＴ施工者希望型	6	7.5	13.5
	企業チャレンジ評価型	3	6.5	9.5
	若手・女性チャレンジ評価型	6	7.5	13.5
	デジタル技術活用型	6	9.5	15.5
	地域防災力強化型	6	9.5	15.5
育成型②（試行）（5百万～3千万未満）		4	7	11

土木一式以外の工種については、
下記URLより建設工事発注基準を
参照下さい。
http://www.pref.nara.jp/32599.htm

総合評価落札方式とは

A1　つづき２　■落札者決定基準の例（簡易型①（一般土木等）の場合）

分類				評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価（審査）基準	配点		
技術提案書	施工計画			②品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性（評価項目に付き最大２提案までとし、３提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする）	a品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	３点/１提案	左記得点の合計点MAX6点	小計１２点満点
						b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/１提案		
						c.品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	０		
				③安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性（評価項目に付き最大２提案までとし、３提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする）	a.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	３点/１提案	左記得点の合計点MAX6点	
						b.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/１提案		
						c.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、bに該当しない	０		
	企業の施工実績等	企業の施工実績	工事成績評定点（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）		過去５年間に元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「予定価格が５千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値（過去５年間の全件数の平均値）	a. ６５点以上	（工事成績評定点の平均値－６５）×0.1 MAX2.5		小計１０点満点
						b. ６０点以上　65点未満	（工事成績評定点の平均値－６５）×0.4		
						c. ６０点未満	－３		
			表彰（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）		過去5年間における奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰	a.下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.5点/１表彰	左記得点の合計点Max１	
						b.下記の県土マネジメント部の所長表彰（発注機関の長による表彰）を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.25点/１表彰		
						c. 上記a、bに該当しない	０		

総合評価落札方式とは

A1　つづき３　■落札者決定基準の例（簡易型①（一般土木等）の場合）

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価（審査）基準	配点	
技術提案書	企業の施工実績等	ＩＳＯ９０００シリーズ、１４０００シリーズ認証取得（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）		a.本社、工場等、当該関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1	小計１０点満点
				b.本社、工場等、当該関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
				c.上記a、bに該当しない	0	
		配置予定技術者の実績（JVは代表者のみ採点する）または専任補助者（現場代理人）の実績	過去15年間の元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した最終請負金額（税込み）が２千５百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験	a.主任技術者・監理技術者・現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2	
				b.主任技術者・監理技術者・現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体（奈良県を除く）が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1	
				c.現場代理人（同種工事の施工時に資格未取得者）として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
				d.上記a、b、ｃに該当しない	0	
		地域精通度（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）	本店の所在地	a.「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5	
				b.「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5	
				c.上記a、bに該当しない	0	
		社会・地域貢献（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）	災害協定の締結	a.国土交通省近畿地方整備局又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
				b.上記aに該当しない	0	
加　算　点　合　計					２２点満点	

事後審査に関するQ&A

Q2 技術提案書の提出手続きについて教えて下さい。

A2 令和元年6月1日以降の公告工事から、「企業の施工実績等」については、事後審査となりました。事後審査とは、「企業の施工実績等」について、入札参加者が自己採点した値と技術提案（発注者が評価）の評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者についてのみ、根拠資料等の審査を行うものです。

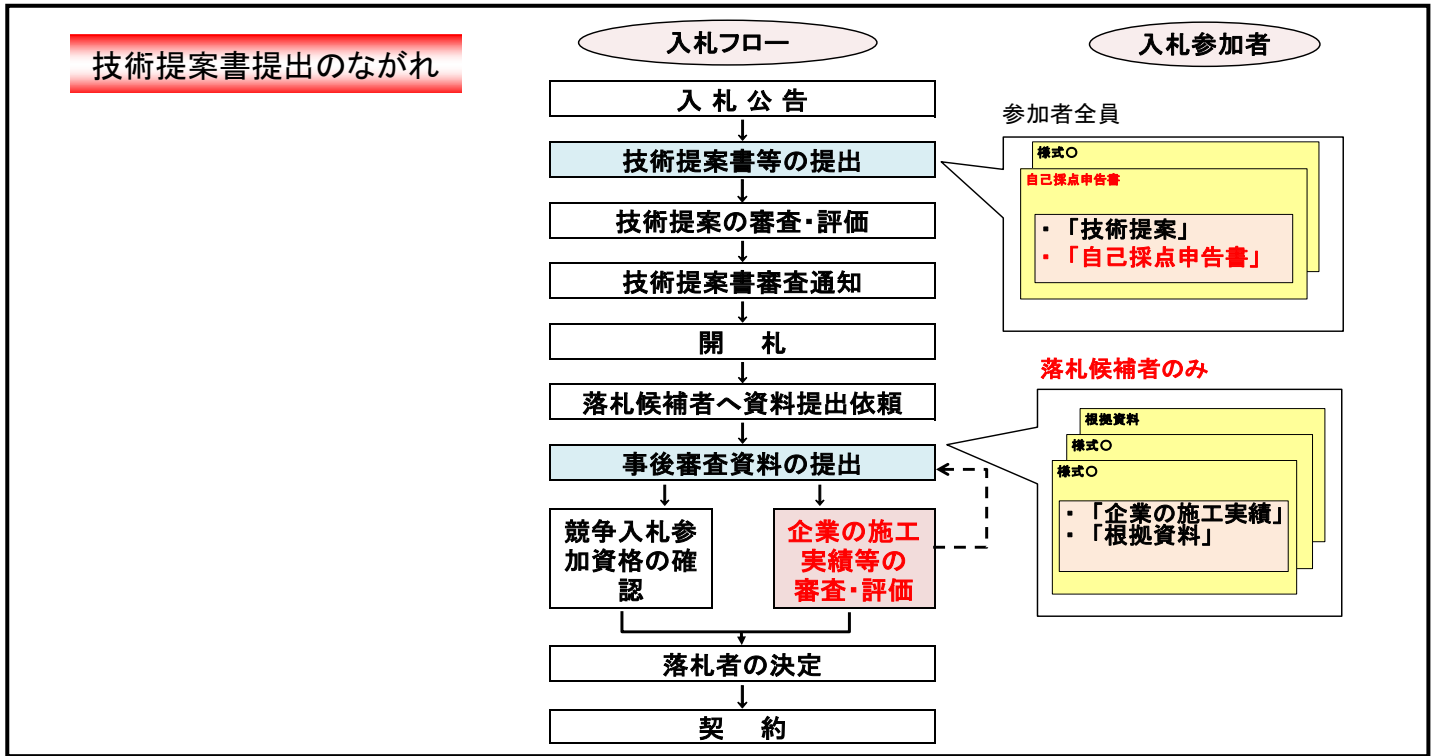

事後審査に関するQ&A

A2　つづき

なお、技術提案書（事前）とは、入札参加者全員が対象工事の公告～技術提案書（事前）の提出日までに提出する資料のことをいい、技術提案書（事後）とは、開札の結果、落札候補者のみが、指定する期日までに提出する資料のことをいいます。

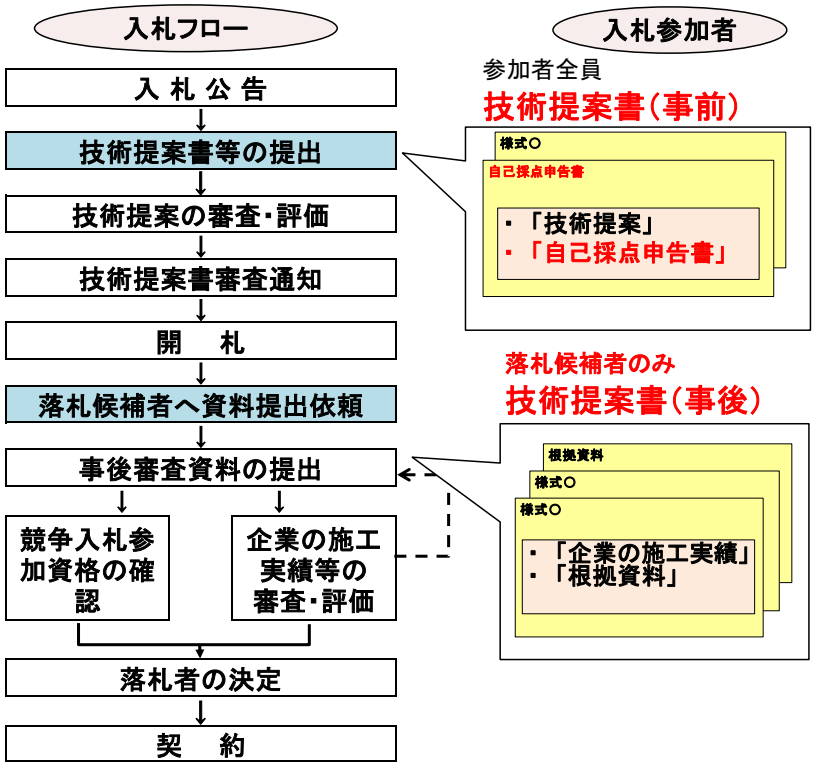

事後審査に関するQ&A

Q3　技術提案書（事前）で、欠格になるのはどのような場合ですか？

A3　欠格になる場合は、下記事例によることが多く見受けられます。

・工事名・工事番号が**適正でない**（未記載、誤記）場合
（※印字切れにより、工事名や工事番号が判読できない場合もあります。）
・会社名（共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名）が**記載されていない、正しく記載されていない（誤記、誤植など）**場合や**押印がない**場合
・提出期限までに**提出されない**場合
・提出書類の様式が**一部でも不足している**場合
※令和元年6月1日以降公告の工事から、「企業の施工実績等」が事後審査化となったことに伴い、**様式7-2「自己採点申告書」が新たに追加となりました**ので、注意して下さい。
※初回入札参加時に提出する**工事成績評定点（様式9）について、提出漏れによる欠格**が多く見られますので、注意して下さい。

事後審査に関するQ&A

A3 つづき

・施工計画（技術提案に係る項目）の記載内容が**適正でない**（**未記載**及び**技術提案内容が入札参加者独自の提案でない**ことを確認した場合を含む）場合、又は提案を求める事項が**1つでも欠落している**場合（評価項目において、「（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、必ず提案すること」と記載されている場合に、どちらかの提案が欠落している場合を含む）

> 施工計画が、「（Ⅰ）及び（Ⅱ）について必ず提案すること」である例
>
> 評価内容：盛土工の品質を確保するための具体的な工夫
>
> （Ⅰ）盛土材料に関する工夫について1提案
>
> （Ⅱ）盛土の転圧に関する工夫について1提案

・当該工事の施工条件（工種、工法、地形、地名　等）に**合致していない内容が含まれている**場合（**実施しない工種や工法**、**提案を求めていない工種や工法**、**無関係な地名**、**現場条件**などに関する記述）

> 例1：「補強土壁工」に対する提案を求めているが、当該工事では実施予定のない「鉄筋挿入工」に対して記載していることによる欠格。
>
> 例2：技術提案に記載されている路線名が、当該工事には存在しないことによる欠格。

事後審査に関するQ&A

Q4 技術提案書（事後）で、失格になるのはどのような場合ですか？

A4 失格になる場合は、下記事例によることが考えられます。

・工事名・工事番号が**適正でない**（未記載、誤記）場合
（※印字切れにより、工事名や工事番号が判読できない場合もあります。）
・会社名（共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名）が**記載されていない、正しく記載されていない（誤記、誤植など）**場合や**押印がない**場合
・提出期限までに**提出されない**場合
・提出書類の様式が**一部でも不足している**場合
・様式12に配置予定技術者の氏名が**記載されていない**場合

事後審査に関するQ&A

Q5　技術提案書（様式7−1、様式7−3）の提出日付はいつにすればよいですか？また押印は必要ですか？

A5　技術提案書（事前）（様式7−1）の提出の日付は、実際に郵送する日付としてください。

技術提案書の締切日以降にはしないで下さい。

技術提案書（事後）（様式7−3）の提出の日付は、実際に持参する日付としてください。

押印は必要です。押印がない場合は、技術提案書の提出者が特定できないため、**欠格（失格）**とします。

事後審査に関するQ&A

Q6 **「企業の施工実績等」について、事後審査化となりましたが、契約機関が事務所の場合は、競争入札参加資格と同様に、提出先が事務所にはならないのですか？**

A6 奈良県では、総合評価落札方式の技術提案書等に係る審査・評価を技術管理課で一元化して行っているため、事後審査資料の提出は技術管理課に持参して下さい。

事後審査に関するQ&A

Q7　「企業の施工実績等」について、事後審査化となったことにより、技術提案書の提出も事前と事後に分かれましたが、技術提案書（事前）に、全ての様式及びその根拠資料を添付することで、落札候補者となった場合でも、技術管理課に提出したことにならないのですか？

A7　「企業の施工実績等」の事後審査化については、資料作成・確認の改善を図るため、導入した制度です。
技術提案書（事後）は、開札後、落札候補者のみに提出していただくこととしていますので、技術提案書（事前）に全ての様式及びその根拠資料を添付するのではなく、落札候補者となった場合のみ、提出して下さい。

事後審査に関するQ&A

Q8 **技術提案書（事後）を提出した際、技術管理課で受領印を押印していますが、受領印を押印したということは、問題がないということではないのですか？**

A8 受領印は、受発注者双方が期日までに受領確認したという証しです。
評価は、総合評価審査委員会で決定しておりますので、受付段階で点数を確約するということではありません。
書類提出時の簡易な確認作業で、提出資料の不備や実績等が明確でないと判断した場合は補足資料の提出を指摘する場合がありますので、提出期限よりも余裕をもって資料提出をお願いします。押印するまでは資料の追加・訂正が可能です。
押印後はすみやかに総合評価審査委員会を開催し、早急な契約手続きを行うため、資料追加や差替は認めておりません。

事後審査に関するQ&A

Q9　技術提案書（事前）を提出してから開札までの間に、自己採点申告書（様式7−2）に記載した点数が間違っていることに、気付きました。特に地域精通度については、明らかに間違いが分かる項目でもあるので、技術管理課で正しい数値に修正してもらえないのですか？

A9　自己採点申告書の修正はできません。記載した点数を再度よく確認の上、技術提案書（事前）の提出をお願いします。
なお、以下の場合に限り、開札の間までに数値を修正します。

〇「自己採点（入札参加者記入）」欄に点数が記載されていない（点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。）
評価（審査）項目、「配点」欄に設定のない点数を記載した評価（審査）項目については、当該評価（審査）項目の配点における最低の点数に修正の上、評価するものとします。
〇加算点合計の点数に誤りがあった場合は、適切な合計点数に修正の上、評価するものとします。
〇過去5年間の工事成績評定点の平均値については、県のデータベースで評価した平均値を採用します。

事後審査に関するQ&A

Q10 地域精通度は入札執行事務所管内ではないのですか？

A10 地域精通度は工事場所を基準としています。入札執行事務所管内の企業であっても、配点が無い場合があるのでご注意ください。

入札公告

令和○年○月○日
奈良県△△土木事務所長

第1 競争入札に付する事項等
1 工事名　○○ ○○ ○○ ○○ ○○
　工事番号　第○○-○○－○○号

2 工事場所　□□ 市町村□□

落札者決定基準

地域精通度	本店の所在地	a．「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」があ
		b．「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」があ
		c．上記a、bに該当しな

赤枠部分が対応

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q11 工事成績評定点（様式9）については、初回入札参加時のみ提出することとなっていますが、詳しく教えて下さい。

A11 令和元年度の総合評価落札方式の改正より、毎年6月1日以降公告の工事の初回入札参加時に、様式9を提出した場合は、2回目以降の入札参加時には様式9の提出は不要となりました。ただし、様式7-2「自己採点申告書」に本様式を初回提出した工事の公告日、工事名、工事番号、及び技術提案審査結果通知書で県からお知らせした過去5年間の工事成績評定点の平均値を記載して頂くこととなります。

注意 ※総合評価落札方式の区分（「一般土木等」、「舗装」、「PC橋」、「鋼橋」等）や、発注部局（県土マネジメント部、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部（森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木 ブランド課に限る）、水道局）が異なり**工事成績評定点の評 価の対象が異なる場合は、必ず様式9を提出する**必要があるので注意願います。

※また、技術提案書審査通知書にて、通知した平均点に疑義がある場合は、6月1日以降公告の最初の通知時に、速やかに技術管理課品質管理グループに問い合わせてください。**事後審査時に修正はできませんので、注意願います。**

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A11 つづき

注意 ※例年、以下のような欠格が多数発生しておりますので、注意願います。

例１：総合評価の**区分が異なる**が、様式9を提出されていないことによる欠格

例２：**部局が異なる**（総合評価の区分は同じ）が、様式9を提出されていないことによる欠格

例 1

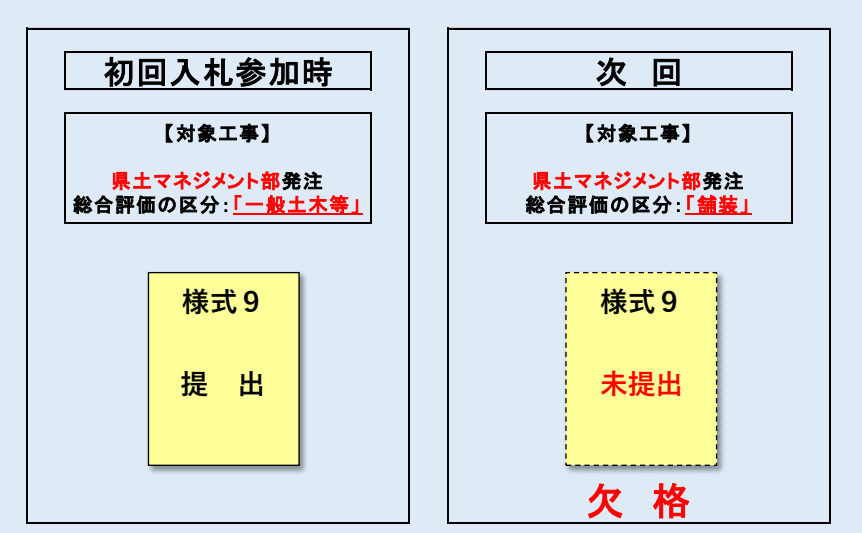

例2

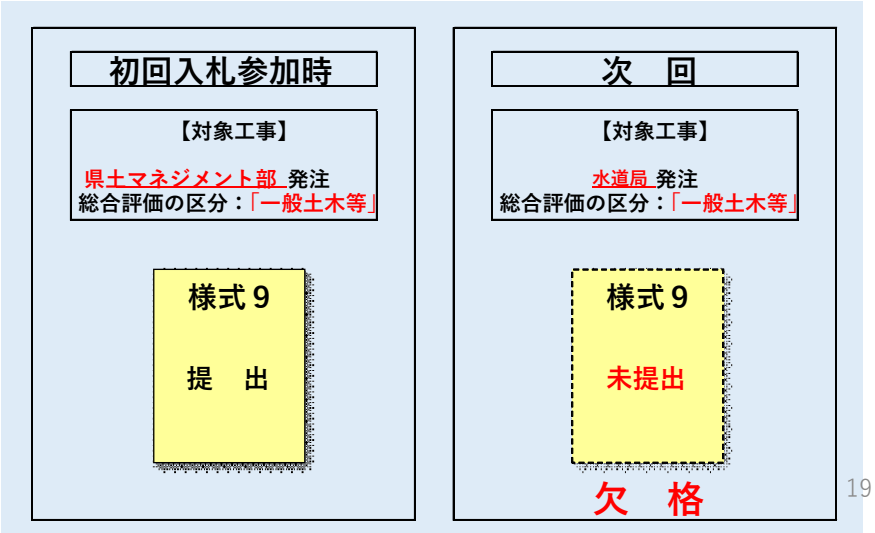

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q12　**様式9で、評価の対象について、**

【「一般土木工事等」とは、下記以外の工事とします。

舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事（土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備）・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事】

と記載されており分かりにくいです。なぜこのような記載をしているのですか？

A12　例えば、「一般土木工事等」とは「造園工事」、「交通安全施設工事」、「浚渫工事」など多岐に渡るため、この様な記載となっています。不明な場合は技術管理課へ問い合わせ下さい。

※落札者決定基準の「区分」と登録業種は必ずしも一致しないので、注意願います。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q13 **様式9の工事成績評定点の添付資料がありません。どうすればよいですか？**

A13 工事成績評定点については、**県のデータベースで評価**していますが、毎年6月1日以降に公告された工事に初めて参加する時のみ、工事成績評定点通知書の写しを提出して頂き、データベースと突合し、確認します。
よって、工事成績評定点通知書を紛失された場合は、**再発行を技術管理課、もしくは該当事務所に請求**してください。

また、様式9に添付する資料は工事成績評定点通知書のみでよいです。細目別評定点を添付する必要はありません。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q14　当該年度（7月以降）に国土交通省近畿地方整備局からの表彰を受けた場合、加点対象となるのでしょうか？

A14　適用期間は**『当該年度を除く過去5年度（H○.4.1～R○.3.31）までに完成・引渡が完了した工事で公告日の前日までに表彰を受けたもの』**としているため、表彰後に公告された工事で加点対象となります。なお、奈良県の表彰についても同様です。
提案時には、入札公告・入札説明書・落札者決定基準等をよく確認してください。

なお、表彰の対象は、**発注工事と同一工種区分**で、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰とします。
発注区分は、**表彰時の工事名で判断**しますが、**コリンズ登録書等、工事内容がわかる書類も添付**してください。

また、**一般土木等（標準型①におけるJVの代表者を除く）、さく井、PC橋、鋼橋については　奈良県表彰のみ**としていますので、ご注意下さい。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q15 配置予定技術者の実績【様式12】の記載方法について教えてください。

A15

【様式12】
【簡易型① 一般土木等】

配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）

工事名・工事番号：

会社名：

※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。

配置予定技術者の氏名・年齢	氏名（必ず記入してください。）	○○歳（専任補助者を配置する場合は必ず記入してください。）
専任補助制度活用※	有　・　無　（いずれかを記入してください。）	
専任補助者の氏名	（専任補助者を配置する場合は必ず記入してください。共同企業体の場合は、所属名を記入してください。）	
同種工事施工経験の有無	有　・　無　（いずれかを記入してください。）	

評価の対象となるのは、過去15年間（平成18年4月1日～本工事の公告日まで）に、元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含む。）の主任（監理）技術者・現場代理人として完成・引渡が完了した次の要件①～④のいずれも満たす最終請負金額（税込み）が2千5百万円以上の工事に従事した実績を有する場合です。

要件：①公告に明記した同種工事であること。
②国、特殊法人等、公共法人、奈良県又はその他の地方公共団体の発注工事であること。
③主任（監理）技術者としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
④現場代理人にあっては、工期の完了日から遡り、1／2以上の期間配置されていること。

同種工事の概要	工事名・工事番号	○○○○○○工事　第○－○－○号
	最終請負金額（税込み）	円
	発注機関	国土交通省○○・○○県・○○市町村
	工　期（最終）	年　月　日　～　年　月　日
	従事期間	年　月　日　～　年　月　日
	従事役職	主任技術者・監理技術者・現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）・現場代理人（同種工事の施工時に資格未取得者）（いずれかを記入してください。）
	工事内容	

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A15つづき1

①工事名・工事番号を記載してください。

②会社名を記載してください。なお、共同企業体の場合は、「〇〇・△△共同企業体　代表者〇〇建設株式会社」と記載してください。

③配置予定技術者の氏名を、**必ず記載してください。なお、専任補助制度を活用する場合は、公告日時点で満45歳以下でないと評価されません**

④**専任補助制度を活用する場合は**、配置予定技術者の年齢を記載してください。

配置予定技術者の実績（同

工事名・工事番号：①

会社名：②

※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。

配置予定技術者の氏名・年齢	氏名③（必ず記入してください。）	〇〇歳④（専任補助者を配置する場合は必ず記入してください。）
専任補助制度活用※	⑤有　・　無　（いずれかを記入してください。）	
専任補助者の氏名	⑥（専任補助者を配置する場合は必ず記入してください。共同企業体の場合は、所属名を記入してください。）	
同種工事施工経験の有無	⑦有　・　無　（いずれかを記入してください。）	

⑤専任補助制度の活用の有無。**専任補助制度を活用する場合は必ず「有」と記載**

⑥専任補助**制度を活用する場合にのみ**、専任補助者の氏名を記載してください。なお、共同企業体の場合は、その所属会社名も同時に記載してください。

⑦配置予定技術者（専任補助制度を活用する場合は、専任補助者）の実績の有無。**いずれかを記入してください。**

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A15　つづき２

⑧コリンズ登録書など、**同種工事と判断できる資料から、正確に転記**してください。

⑨同種工事で従事した役職から、**いずれか一つを〇で囲んでください。**

評価の対象となるのは、過去15年間（平成18年4月1日～本工事の公告日まで）に、元請（共同企業体の構成員）の主任（監理）技術者・現場代理人として完成・引渡が完了した次の要件①～④を満たす（税込み）が2千5百万円以上の工事に従事した実績を有する場合です。

①発注者であること。
②国、特殊法人等、公共法人、奈良県又はその他の地方公共団体の発注工事であること。
③主任（監理）技術者としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
④現場代理人にあっては、工期の完了日から遡り、1／2以上の期間配置されていること。

同種工事の概要	工事名・工事番号	〇〇〇〇〇〇工事　第〇－〇－〇号 ⑧
	最終請負金額（税込み）	円
	発注機関	国土交通省〇〇・〇〇県・〇〇市町村
	工　期（最終）	年　月　日　～　年　月　日
	従事期間	年　月　日　～　年　月　日
	従事役職 ⑨	主任技術者・監理技術者・現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）・現場代理人（同種工事の施工時に資格未取得者） （いずれかを記入してください。）
		⑩

⑩コリンズ登録書など、**同種工事と判断できる資料から、正確に転記**してください。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q16 専任補助制度について教えて下さい。

A16 公共工事の品質確保に関して、将来の担い手確保が危惧されています。一方、総合評価落札方式では、配置予定技術者の実績を評価するため、実績の少ない若手技術者の現場配置が、なかなか進まない状況にあります。そのため奈良県では、平成26年度から『専任補助制度』を導入しています。

「専任補助制度」とは、**満45歳以下の主任（監理）予定技術者に同種工事の実績がなくとも、実績のある専任補助者を現場代理人として配置する場合、専任補助者（現場代理人）の実績で評価**するものです。

この制度の導入により、工事完成後には、**若手技術者も実績を得る**ことができます。

なお、専任補助制度を活用する場合は、必ず**配置予定技術者の年齢が確認できる資料**（運転免許証、健康保険証等のコピー※1）を添付してください。

※1　提出の際はQ74にご注意下さい

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A16　つづき

専任補助制度のイメージ

	配置予定技術者	専任補助者（現場代理人）	評価
専任補助制度の活用「無」	A 施工経験**あり**		○ Aさん：施工実績ありで評価
	B 施工経験**なし**		× Bさん：評価なし
専任補助制度の活用「有」	C 施工経験**なし** かつ **45歳以下**	D 施工経験**あり**	○ Dさん：実績を評価

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q17　配置予定技術者の実績（様式12）で、国、特殊法人等、公共法人とありますが、阪神高速道路株式会社や都市再生機構の発注工事は対象となりますか？

A17　全ての標準型（WTOは除く）・簡易型・育成型の工事の落札者決定基準において、**『特殊法人等』**と**『公共法人』**も対象としていますので、添付資料で確認できれば加点しています。

『特殊法人等』とは
　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条
　及び同施行令第一条の規定による
　　主な例：旧道路公団、旧住都公団、旧水資源公団

『公共法人』とは
　法人税法第二条第五項に規定する別表第一による
　　主な例：国立大学法人、地方独立行政法人、地方公社、
　　下水道事業団、土地改良区

※現在上記法人であっても、国の直轄機関や奈良県の機関であった期間に完成・引渡が完了している場合は、国又は奈良県の発注として評価します（例：奈良県立医科大学）。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q18 **過去の工事で同種工事になりうる現場代理人（施工時に資格未取得者）として配置していました。加点対象となりますか？**

A18

加点対象となります。

ただし、現場代理人としての実績は、工期の完了日からさかのぼり、工期全体の１／２以上の期間配置されていたことを要件として付加していますので、ご注意下さい。

なお、工場製作を含む工事の場合は、現地施工期間の１／２以上とします。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q19 **過去の工事で同種工事になりうる現場代理人として配置していましたが、その工期中に主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を取得しました。加点対象となりますか？**

A19 **現場代理人として配置され、その工期途中で主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有し、その工期の完了日からさかのぼり、1／2以上の期間配置されていた場合は、加点対象となります。**

ただし、国家資格を有した日※1が確認でき、かつ工期の1／2以上の期間配置されていたことが確認できる資料を添付して下さい。

※1　起算日は、技術士の登録日又は土木施工管理士の合格日です。
技術士第二次試験の合格日ではありません。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q20 配置予定技術者の能力で評価される同種工事は、どのように決められていますか？

A20 当該工事の主要な工種（直接工事費が高い工種や構造上、重要な工種など）を、同種工事としています。また、主要な工種において、一定規模以上の施工経験を求める場合は、面積等の条件を付加しています。

（例）今回発注工事が　車道舗装工２０００㎡の場合
同種工事の工種は**車道舗装工**
面積等の付加条件は、１０００㎡以上（舗装の場合）

よって、同種工事の要件は
１０００㎡（表層・基層を合計しない）以上の車道舗装工

なお、工事内容や現場条件により、技術提案を求める項目の工種と、同種工事の工種が相違することもあります。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q21　同種工事と判断できる資料（コリンズ登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等）を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか？

A21　同種工事の判断は、たとえ県発注工事であっても、**全て添付書類だけで行っています**ので、できるだけ詳細がわかる資料を整えてください。
コリンズ登録書（**竣工登録**）だけで、配置予定技術者の方に関する**下記内容（①～⑥）がすべて確認できれば、その他の資料は不要**です。

①その工事の発注者、工期
②その工事での役割（監理技術者、主任技術者、現場代理人）
③その工事に従事していた期間**（竣工時に従事していることが分かる）**
④同種工事で求めている工種及び施工数量
⑤配置予定技術者に完了・引渡しが完了した時の最終請負金額（税込み）が２，５００万円以上の施工実績を求めている簡易型②～標準型①において、完成・引渡しが完了した時の**最終請負金額（税込み）が２，５００万円以上であることが確認できること**
⑥**現場代理人として配置された工事**であれば、当該工事で**監理技術者になりうる資格を有していた者と確認できる資料**（監理技術者資格者証のコピー等）

※1　提出の際はQ74にご注意下さい

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A21　つづき

なお、コリンズ登録書の表紙だけでは、**前述の内容を全て確認できません**ので、コリンズ登録書は、**竣工登録時のものをすべて提出**するようにしてください。

また、コリンズ登録書（受注登録）などだけで証明できない場合は、**その工事のものとはっきりわかり、前述の内容が明確に分かる資料（下記参照）を追加**してください。

※追加資料の例

- 発注者が発行した施工証明書
  （配置技術者の氏名、役割、従事期間、工種、数量等が明記されているもの）
- 建設工事請負契約書
  （コリンズに工事番号がない場合、請負代金・工期が変更されている場合　など）
- 金抜設計書
  （コリンズに記載のない工種・数量を証明する場合　など）
- 発注者が作成した図面
  （コリンズに記載のない工種・数量を証明する場合　など）
- 発注者が作成した数量計算書
  （コリンズに記載のない工種・数量を証明する場合　など）
- 施工計画書、現場組織図、主任技術者等選任届
  （コリンズ登録がない工事において、役割を証明する場合　など）

ただし、証明に使える資料は、コリンズ登録書及び追加資料で、施工年度・工事名・路線河川名・工区名・工事番号　等が確認でき、同一工事の関連資料と判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）に限ります。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A21　つづき

　コリンズ竣工登録時は、工事概要がフリー入力となっています。**工種や施工数量、概要等を詳細に記入**すればコリンズのみで同種工事の判断がしやすくなりますので、実績を漏れ落ちなく記入し、監督員に確認を終えたうえで登録して下さい。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q22　配置予定技術者の同種工事の施工経験の項目において、加点されないのは、どのような場合ですか？

A22　前述のとおり「同種工事の施工経験を証明する資料」が不足していると、施工経験と判断できず**評価されない場合**があります。
特に、コリンズ登録書以外の資料で、工事での役割、従事期間、工種・施工数量を証明する**添付資料が一連のものと判断できない場合は評価されません**ので、注意してください。
なお、**評価はその都度提出された資料で行っています**。過去に一度評価された方でも、添付資料に相違があれば、再度評価されない場合があります。
また、平成28年6月1日以降の公告分より、評価対象期間については、過去15年間の評価対象期間に加え、「公告日(公告日を含む)までに完成・引渡が完了した工事」についても、評価対象となっています。その場合は、同種工事のコリンズ登録書(竣工登録)または、配置技術者の氏名、役割、従事期間、工種、数量等がわかる発注者が発行した施工証明書等を添付してください。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q23　コリンズ登録書を添付しているのに、施工経験が認められないのは、どのような場合ですか？

A23　前述のようにコリンズ登録書の内容のみで、判断できない場合が考えられます。
また、**コリンズ登録書が下記のような場合は、施工経験と認められませんので、修正が必要です。**

- 主任（監理）技術者が同一工事に複数記載されており、誰がその工事の主たる技術者であったのか判断できない。
- 工期延期に伴う変更登録時に、技術者の従事期間の修正を行わなかったので、工期と配置時期がずれており、竣工時に従事していたかどうか判断できない。
- コリンズ登録書が受注登録や変更登録などで、竣工時に従事していたかどうか判断できない。
- 配置予定技術者の実績に完成・引渡しが完了した時の最終請負金額（税込み）が2，500万円以上の施工実績を求めている場合に、コリンズ登録書が受注登録や変更登録などで、**竣工時の最終請負金額（税込み）が、2，500万円以上かどうか判断できない。**

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A23　つづき

・工事名（工事番号、施工箇所等も含む）が間違って記載されており、
　その工事のものと判断できない。
・工種名が適切でなく、求めている工種を確認できない。
・施工量を求めている場合、工事内容が「一式」と記載されており、
　数量の確認ができない。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q24　下水道設備工事における、システム設計技術者の施工経験が認められないのは、どのような場合ですか？

A24　**コリンズ登録書において、「システム設計技術者」として従事していたことや、同種工事で求めている工種及び数量等が確認できないと、施工経験と認められません。**

そのため、コリンズ登録書において、「システム設計技術者」に関する情報（氏名、従事期間、役割（主たるシステム設計技術者として従事）など）の記載がない場合は、**配置技術者の氏名、役割、従事期間等がわかる施工計画書等**を添付してください。

または、システム設計技術者の氏名、役割、従事期間等がわかる**発注者が発行した施工証明書等**を添付してください。

なお、図面及び打合せ記録の押印のみ、または設計者として複数名記載されている場合は、主たるシステム設計技術者として従事していたことが確認できない為、評価できない場合があります。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q25　配置予定技術者の施工経験について、技術提案書（事前）の提出前に事前審査してもらえませんか？

A25　配置予定技術者の施工経験等については、**総合評価審査委員会で審査を行い決定しており、個人の判断ではありません**。事前審査は、受け付けた**窓口担当者個人の判断になり**、委員会の判断と言えないため、実施しておりません。

なお、同種工事の判断は、たとえ県発注工事であっても、**全て添付書類だけで行っています**ので、できるだけ詳細がわかる資料（前述）を添付してください。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q26　配置予定技術者の施工経験について、県発注分は県でわかるのに、添付資料不足で加点されないのは、おかしいのではないですか？

A26　技術者によっては、国や他の地方公共団体での施工経験も評価対象としており、**すべての場合で公平を期すため、施工経験の評価は添付書類のみで行っています。**
また、県発注分であっても、県で内容を確実に把握できるものは、設計書等の保存期限である過去5年分に限られ、それ以前の分については、確実に内容を把握できるとは限りません。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q27　災害協定の添付資料に、公告日より前に取得した所属する団体・組織が発行する証明書の写しを添付してもいいですか？

A27　**公告日以降（公告日を含む）に取得**されたものとしているため、公告日の前日以前に取得した証明書では加点の対象とはなりません。

また、証明書の写しの使用については、複数の工事が同時に開札となる場合がありますので、認めていますが、**「原本」は落札候補者となった時期の最も早いものに必ず添付してください。**

なお、**写しを添付される場合は、どの工事に原本を添付しているかを明記**（様式の空欄で可）してください。

また、原本を添付している工事名が記載されていても、**写しの添付がない場合は、加点の対象となりませんので、必ず写しも添付してください。**

なお、ここでいう『原本』とは、所属する団体・組織が発行する証明書そのものをいい、『証明書の写し』とは、原本をコピーしたものをいいます。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q28 企業の施工実績等で、評価されないのはどのような場合ですか？

A28 下記のような場合は、評価しませんのでご注意下さい。

・「工事成績評定点」または「表彰」で**指定した期間、工種以外**のもの
・配置予定技術者の実績で、コリンズ登録書、施工計画書、金抜設計書、発注図面などの**「添付資料」の不足**により確認できないもの
・災害協定の締結で、所属する団体・組織の証明書において、**公告日以降の日付が確認できない**もの

など

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q29 企業の施工実績において、商号又は名称が変更となった場合はどうしたらいいですか？

A29 企業の施工実績において、商号又は名称が変更されている場合は、その施工実績を確認することができません。

そのため、企業合併等で商号又は名称が変更された場合は、商号又は名称の同一性が確認できる資料等（例えば、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書、請負業者入札参加資格承継の承認について（通知）など）を添付してください。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q30　添付資料簡素化について、具体的に教えて下さい。

A30　〇工事成績評定点（様式9）（**技術提案書（事前）**）

・工事成績評定点は、年度（6月1日以降公告、以下同じ）　**当初の入札参加時のみ様式9及び工事成績評定点通知書の写しを添付**して下さい。以後は技術提案審査結果通知書で県からお知らせした過去5年間の**工事成績評定点の（平均値）を様式7－2「自己採点申告書」に記載**することで、様式9及び工事成績評定通知書の写しの添付を省略します。

・なお、平均値の算出は落札者決定基準に記載のとおり、**小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位**としてください。

・総合評価落札方式の工種区分により、提出していただく工事成績評定通知書が異なりますので、落札者決定基準や様式に記載されている区分を確認してください。特に、PC橋や鋼橋などは総合評価落札方式での区分であり、登録業種ではありませんので、注意してください。

・また、**技術提案書審査通知書にて、通知した平均点に疑義がある場合は、6月1日以降公告の最初の通知時に、速やかに技術管理課品質管理グループに問い合わせてください。事後審査時に修正はできませんので、注意願います。**

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A30 つづき1

〇工事表彰（様式10）（**技術提案書（事後）**）

・**一般土木等（標準型①におけるJVの代表者を除く）、さく井、PC橋、鋼橋については**、平成26年度より対象を奈良県表彰に限定したため、**表彰状及び確認資料の添付は不要**です。

・ただし、近畿地方整備局など**奈良県以外の表彰を使用する工事については**、従前どおり、**表彰状及び確認資料（コリンズ登録書等）の添付が必要**です。

・表彰の加点については、当該年度に1つの工種区分において、複数の工事で複数の表彰を受けても、その企業に対し1表彰として加点しています。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A30 つづき2

〇ISO認証取得（様式１１）（**技術提案書（事後）**）

・認証取得を証明する登録書・付属書の写しは、**毎年6月1日以降公告の工事で、落札候補者となった初回の工事に写しを添付**して下さい。以後、落札候補者となった場合は、**写しを添付した工事の「公告日・工事名・工事番号」を様式11に記載**することで、「登録書・付属書の写し」の**添付を省略**します。

・また、落札候補者となった初回の工事が一般土木等で2回目が舗装の様に**工事種別が異なる場合でも、2回目以降は添付不要**とします。

・なお、年度途中に**認証の更新をした場合**は、**更新後最初に落札候補者となった工事に写しを添付**してください。

・4月1日から5月31日までの公告工事で落札候補者となり、ISO認証取得証明を添付した場合でも、6月1日以降の公告工事で、落札候補者となった初回の工事にはISO認証取得証明の添付が必要です。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

A30 つづき3

〇アスファルトプラントの所有（様式13）（**技術提案書（事後）**）

・単独所有しているアスファルトプラントの証明資料※1は、**毎年6月1日以降公告の工事で、落札候補者となった初回工事に**のみ添付して下さい。以後はプラントの稼働確認のため、**公告日以降（公告日を含む）の出荷伝票の写し（詳細が明確に確認できるもの）を添付** して下さい。

・なお、**共同所有しているプラントについては、落札候補者となった場合に毎回証明資料（共同所有証明書）を求めます**ので、ご留意下さい。

※1：単独所有の場合、地番の分かる施設配置図及び施設写真（写真内に公告日以降の日付がプリントされたものに限る。）を添付するとともに、以下のいずれかの資料の添付が必要です。

1. 公告日以降の日付で発行された建物登記簿謄本の写し（該当箇所をマーキング）
2. 公告日以降の日付で発行された固定資産評価証明書の写し（該当箇所をマーキング）
3. 上記1．2．の取得が困難な場合は、直近の出荷伝票の写し

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q31　契約工期より早期完了した場合、コリンズ登録書では完了日（引渡日）が確認できないですが、技術者の従事期間を完了日とみなしてもらえますか。

A31　コリンズの登録種別が「竣工登録」であれば、技術者情報に記載されている者のうち、従事期間が最も新しい年月日の時点を完成・引渡し完了日とします。

※担当監督員に確認の上、竣工登録をお願いします。

「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q32　「企業チャレンジ評価型：育成型①」の参加回数ついて数え方を教えて下さい。

A32　参加回数は「技術提案書の施工計画に係る評価が落札者と同点以上となった工事の回数」です。参加回数の数え方を図示すると、下記のとおりとなります。

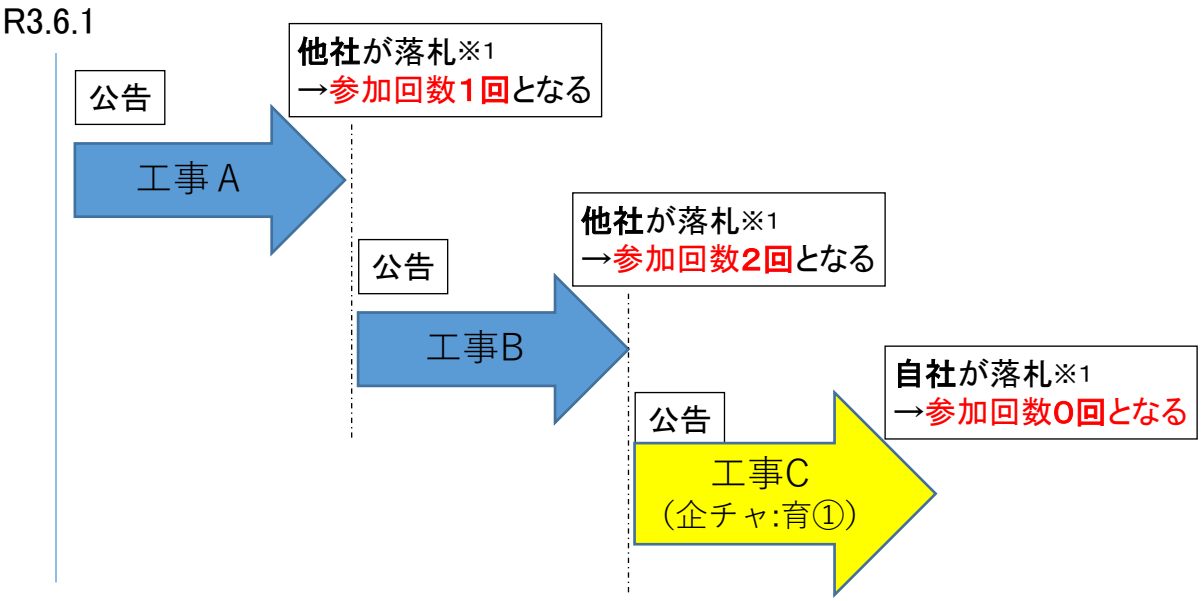

自己採点申告書の記入

評価（審査）項目	配点	自己採点（入札参加者記入）
参加回数（技術提案書の施工計画に係る評価が落札者と同点以上となった工事の参加回数）	1 0.5 0	0

工事A

評価（審査）項目	配点	自己採点（入札参加者記入）
参加回数（技術提案書の施工計画に係る評価が落札者と同点以上となった工事の参加回数）	1 0.5 0	0.5

工事B

評価（審査）項目	配点	自己採点（入札参加者記入）
参加回数（技術提案書の施工計画に係る評価が落札者と同点以上となった工事の参加回数）	1 0.5 0	1.0

工事C

※1：施工計画に係る評価が、落札者と同点以上だった場合に限る

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q33 技術提案（様式8）の評価（審査）の考え方を教えて下さい。

A33 落札者決定基準に記載している「適切である」とは
現地の現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえ、設計図面及び仕様書等に示された内容に対し、同等以上と認められるものとしています。
まず「設計標準仕様は何か」を確認し、その上で提案内容について、現場条件をふまえ施工可能か判断しています。
個々の提案内容については、**「与条件との整合性」**、**「施工上の工夫」**、**「実施の確実性」**、**「具体的な根拠及び効果」**等の着目点より、**「優れた工夫」**、**「工夫」**「**上記には該当しない**」の3段階（標準型は「特に優れた工夫」を加えた4段階）で評価します。
また評価を客観的に行うために、評価基準を設けています。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q34　**提案に対する評価基準は、どうなっているのですか？**

A34　評価基準は、**年度当初に総合評価審査委員会事務局（技術管理課）で決定**し、当該年度の６月１日以降に公告した工事より適用、１年間運用しています。そのため、評価が変動することはありません。

なお、**年度途中で評価基準にない「新たな提案内容」が出された場合には、その都度、委員会で評価基準を決定**し、その後はその基準に基づいて評価します。

ただし、同じ評価項目でも現場条件により適正な評価基準を用いますので、同じ評価になるとは限りません。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q35 **技術提案（様式８）に「具体的な提案内容」と「具体的な根拠及び効果」とありますが、何を記載すればよいのですか？**

A35 **「具体的な提案内容」には、「何のために何を実施するのか」、数量、規格、製品名、期間、場所、寸法等**を詳細に記載してください。詳細とは、提案内容が**明確にわかること**を言います。
また、技術提案の評価は「具体的な提案内容」のみで行いますので、**「具体的な根拠及び効果」には、提案内容を記載しないで**、提案内容に関する具体的な根拠と効果を記載してください。「具体的な根拠」とは、現地条件を踏まえた裏付けになる情報などを言います。
また「効果」には、実施することによりどのような効果が発揮できるのかを具体的に記載してください。新技術や評価基準にない部分は「具体的な根拠及び効果」を参考に確認しています。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q36　**技術提案（様式８）は、文書だけでなく、写真、図面、グラフなどを使って説明しても良いのですか？**

A36　・文書のみで説明が困難な場合、写真や図面を使用した方が明確に説明できる場合など、補足資料として**様式8の「説明資料」欄に記載**してください。

・「具体的な提案内容」を当該欄に記載せず、**「具体的な根拠及び効果」欄や「説明資料」欄に記載した場合は、評価対象外**となりますので、注意してください。

・図面を使用して説明する場合、**断面図や構造図のみでは実施範囲が不明**、**位置図（平面図）のみでは構造が不明**となり、評価されない場合があるので注意してください。

・**「具体的な提案内容」と「説明資料」の記載内容が一致していない場合や、図等が鮮明でなく判断できない場合も、評価されない場合があります**ので、注意して下さい。特に、**当該工事に無い工種を記載した場合、欠格**になりますので十分注意して下さい。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A35,36の補足

様式参照

様式8-2 ②品質管理

【様式８－２】
【簡易型② 一般土木等】

② 品 質 管 理（品質管理に係る技術的所見）

工事名・工事番号：

会社名：

品質管理について提案を求める事項（最大２提案まで記載できます）	○○について提案・実施する。（発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。）

品質管理に関する具体的な施工計画

提案１

○具体的な提案内容

1 ※この欄に記載された内容を「提案内容」として、評価の対象とします。
2 ※この欄には、「何のために何を実施するのか」、数量、規格、製品名、期間、場所 等を
3 詳細に記載してください。
4 ※１提案中には、提案を１つのみ記載することとし、明らかに
5 一体的でない提案が含まれる場合は、当該提案は評価対象外となります。
6 また、箇条書きなど提案の羅列については、工夫相互の関連性の
7 説明が不十分で、一体的と見なすことができない場合がありますので
8 注意してください。なお、この欄には冒頭に「表題（タイトル）」「概要」等は
9 設けないものとします。
10 ※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とし、これより
11 小さい文字を使用した場合は評価対象外となります。使用するポイント数が
12 分からない場合や手書きの場合は、この注意書きの文字の大きさ以上で
13 記載してください。
14 ※この欄には、20行以内に記載することとし、指定した行数を超え
15 評価対象外となります。
16 ただし、この欄の記載が20行未満の場合は、この欄の空白行を削
17 ※空白の行については、行数には数えません。
18 ※表については、表中で文字行が最も多い行数を数えることで、評
19 ※この欄には、写真、図面、グラフ、フロー図等は使用しないでく
20 評価対象外となります。

○ 具体的な根拠及び効果

※この欄には、「具体的な提案内容」欄の提案の根拠、実施による効果を具
※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価
※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とします。

○ 説明資料（写真、位置図、図表、カタログの写し 等）

※この欄には、「具体的な提案内容」欄、「具体的な根拠及び効果」欄の説
位置図、図表、カタログの写し 等）を添付してください。
※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価
※この欄は、文字の大きさに制限はありません。資料はカラー可とします。
※説明資料を使用しない場合、この欄は設けなくても構いません。

様式8-4 ④施工管理

【様式８－４】
【簡易型② 一般土木等】

④ 施 工 管 理（施工管理に係る技術的所見）

工事名・工事番号：

会社名：

施工管理について提案を求める事項（最大２提案まで記載できます）	○○について提案・実施する。（発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。）

施工管理に関する具体的な施工計画

提案１

○具体的な提案内容

1 ※この欄に記載された内容を「提案内容」として、評価の対象とします。
2 ※この欄には、「何のために何を実施するのか」、数量、規格、製品名、期間、場所 等を
3 詳細に記載してください。
4 ※１提案中には、提案を１つのみ記載することとし、明らかに
5 一体的でない提案が含まれる場合は、当該提案は評価対象外となります。
6 また、箇条書きなど提案の羅列については、工夫相互の関連性の
7 説明が不十分で、一体的と見なすことができない場合がありますので
8 注意してください。なお、この欄には冒頭に「表題（タイトル）」「概要」等は
9 設けないものとします。
10 ※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とし、これより
11 小さい文字を使用した場合は評価対象外となります。使用するポイント数が
12 分からない場合や手書きの場合は、この注意書きの文字の大きさ以上で
13 記載してください。
14 ※この欄には、20行以内に記載することとし、指定した行数を超えた部分については、
15 評価対象外となります。
16 ただし、この欄の記載が20行未満の場合は、この欄の空白行を削除しても構いません。
17 ※空白の行については、行数には数えません。
18 ※表については、表中で文字行が最も多い行数を数えることで、評価の対象とします。
19 ※この欄には、写真、図面、グラフ、フロー図等は使用しないでください。使用した場合は
20 評価対象外となります。

○ 具体的な根拠及び効果

※この欄には、「具体的な提案内容」欄の提案の根拠、実施による効果を具体的に記載してください。
※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません。
※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とします。

○ 説明資料（写真、位置図、図表、カタログの写し 等）

※この欄には、「具体的な提案内容」欄、「具体的な根拠及び効果」欄の説明に使用する資料（写真、位置図、図表、カタログの写し 等）を添付してください。
※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません。
※この欄は、文字の大きさに制限はありません。資料はカラー可とします。
※説明資料を使用しない場合、この欄は設けなくても構いません。

「具体的な提案内容」

この欄に記入された提案内容のみを評価しています。

「具体的な根拠及び効果」

この欄に記入された提案内容は評価の対象となりません。新技術や評価基準に無い提案はこの部分を参考に確認しています。

「説明資料」

写真や図面を使用した補足資料

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q37　**提案枚数を超過した場合は、欠格となりますか？**

A37　提案数を超過した場合は、欠格にはなりませんが、指定提案数以上は、複数提案となり、**その評価項目は、０点**となります。（落札者決定基準に記載）

　また、枚数を超過した場合は、**超過したページに記載された提案は、審査・評価の対象となりません**。

制限枚数を超過して添付された参考資料も、審査・評価の対象となりませんので、**参考資料を添付する場合は、枚数（様式に記載しています）内に収めてください**。

　なお、**評価項目において、「（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、必ず提案すること」と記載されている場合に、どちらかの提案が欠落している場合は欠格**となります。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

A37　つづき

【要注意】

【企業チャレンジ評価型】育成型①および標準型の場合、

１項目につき１提案となっています。２提案を提出した場合、

複数提案となり評価が０点となります。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q38 **技術提案（様式8-1～様式8-4）について、20行の行数制限を超過した場合は、欠格となるのですか？**
また、標準型の工事では、技術提案（様式8-5～様式8-7）に20行の行数制限はないのですか？

A38 欠格にはなりませんが、指定した行数を超えた部分については、評価対象外となります。
様式8-1～様式8-4に限り、「具体的な提案内容」欄に20行の行数制限を設けておりますので、注意して下さい。
ただし、表を使用する場合は、一番多い行数で数えることとなりますので注意して下さい。なお、写真、図面、グラフ、フロー等は評価の対象外となりますので、補足資料として**技術提案の「説明資料」欄に記載して頂きますようお願いします。**

また、標準型（様式８－５～様式８－８）の工事では、20行の行数制限はありません。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q39　**技術提案（様式8-1～様式8-4）について、「具体的な提案内容」欄の左側の行数字（1,2,3・・・18,19,20）や、文字の下に引かれている罫線は削除しても問題ありませんか？**

A39　行数字も罫線も、**行数をわかりやすくするために記載している**だけなので、削除しても問題ありません。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q40　**技術提案（様式８）の注意事項を削除して記載してもよいですか。また2枚目も本様式を使用して記載しなければいけませんか？**

A40　**注意事項は削除しても構いません。**

２枚目として使用する場合は、**評価項目（評価内容は不要）、工事名・工事番号、会社名は**、必ず記載してください。

ただし、様式は変更せず、必ず公告に添付している本様式を使用して下さい。

また、**注意書きをよく読んで記載してください。**

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q41 **「１提案中には、提案を１つのみ記載」となっていますが、その趣旨を教えてください。**

A41 １提案中に、表題を設けることにより数多くの提案を箇条書きで羅列する提案が見受けられることもあり、入札参加者の過度な競争とならないよう、また過剰な履行義務を課さないよう、一体的でない複数の内容を含む提案を制限することしています。

趣旨をご理解いただき、より良い工夫の提案をお願いします。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q42　どのような提案は、複数提案と見なされるのですか。

A42　所定提案数の超過や、一体でない複数の内容を含む提案は複数提案で提案数が超過したと判断し、**当該評価項目の全ての提案を評価対象外（０点）**としています。

●所定の提案数を超過したもの

例　最大２提案（様式に記載しています）までとしているにもかかわらず、３提案以上記載されたもの。
特に、**育成型①の「企業チャレンジ評価型」は、１提案のみ**となっており、**２提案記載すると、複数提案となります**ので、ご注意ください。

●１つの提案内に関連性のない内容が複数記載されており、一体と見なせる十分な説明がないもの

例１　～のため下記提案を実施します。
1.〇〇を実施します。
2.◇◇を実施します。
3.××を実施します。　　の様に箇条書きや表組の場合

例２「～のため〇〇を実施します。また◇◇も実施します。」の様に、一体と見なせる関連性の説明が十分でないもの

A42 つづき

なお、一体的な提案とは、1つの提案内に「工夫A」と「工夫B」が含まれているとき、**双方の工夫に下記のような直接的な関係性がある場合**を言います。

① 工夫Aの効果を発現するために、工夫Bが必要である場合

② 工夫Aと工夫Bが同種の資材、機器等に関するものである場合

③ 工夫Aと工夫Bを、同じ時期、同じ場所で組み合わせて実施することにより、特定の対象に対して相乗効果の発現を図ることができる場合

など

「工夫A」と「工夫B」の間などに**直接的な繋がりが認められない（十分な説明がない）提案は、複数提案となります**ので、注意してください。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q43　複数提案がどのようなものか、よく分かりません。

A43　奈良県の総合評価落札方式では、技術提案において工夫の組合せを認めていないわけではありませんが、どうしても一体と見なせない場合は、委員会で複数提案と判断しています。

品質管理、例えば「コンクリートのひび割れ防止」について言えば、工夫の実施目的、実施対象、実施時期、使用材料など、様々なアプローチの仕方があり、組合せのパターンも非常に多く考えられ、**提案内容履行の際に「過大な負担」となりがち**です。

そのため、品質管理に関しては、複数と判断する基準を細かく分け、受注後の負担をできるだけ軽減するよう考えています。

これらのことから、**「品質管理」は複数提案になりやすい項目**と言えます。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A43　つづき

一方、「安全管理」や「施工管理（騒音対策・粉じん対策・濁水対策）」については、効果を発揮するために組合せが必要なもの、組合せが同一の対象になされるもの、組合せにより相乗効果を発揮するものなど、**工夫に直接的な関連性があり、一体として機能する場合が多くあります**。

そのため、これらに関しては、一概にどこからが一体でないと見なしにくいため、**複数提案になりにくい項目**と言えます。

なお、複数提案の判断はできるだけ最小限にとどめていますが、過去にいずれかの提案で複数と判断した内容については、公平性の観点から継続して複数提案としています。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q44　提案書をカラー刷りにしても、審査時は白黒コピーしていると聞きましたが本当ですか？

A44　奈良県では**カラー刷りは、カラー複写して**審査しています。記載内容が白黒でも確認できる場合は、提案者の**経費節減**のためにも白黒で十分です。

カラー刷りにすることで**印象が良くなり、高い評価が得られるものではありません**。

なお、企業情報保護のため、複写した技術提案書は回収し、確実に廃棄しています。

また、**「具体的な提案内容」、「具体的な根拠及び効果」欄については10.5ポイント以上に限定**しています。「説明資料」欄も複写の都合上見えなくなる場合がありますので、あまり小さい文字はご遠慮ください。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q45　現地の状況を理解して審査しているのでしょうか？

A45　総合評価審査委員会事務局（技術管理課）では、**設計図、特記仕様書、積算資料、写真、その他必要な資料**に基づき、複数の担当者により確認しています。
また、**土木事務所の担当者に聞き取り**、さらに情報が不足する場合は、**直接、現地状況を視察して確認**しています。
これらの現地状況の情報を踏まえ、総合評価審査委員会において、技術提案の審査を行っています。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q46　評価項目・評価内容はどのように決めているのですか？

A46　評価項目・評価内容の素案は、**担当事務所と本庁事業担当課**が検討・作成しています。
その後、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）でも検討し、ガイドラインでも掲載している手順を経て、決定しています。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q47　評価項目の設定が細かくなってきているのは、どうしてですか。

A47　平成27年度から、評価項目の細分化を図ることにより、提案者の過度な負担を軽減、さらには、工事箇所ごとに異なる現場条件をより一層評価に反映できるものと考えています。
設定がより細かくなっているので、評価項目の内容をよく確認してください。

〇評価内容の細分化の一例

（平成26年度）
・盛土の品質を確保するための具体的な工夫を提案・実施する。

↓

（平成30年度）
・盛土工の品質を確保するため、盛土工の**転圧に関する**具体的な工夫を提案・実施する。**（ただし、ICT施工技術に関する提案を除く。）**

このように（～を除く）と記載している場合は、効果があっても評価の対象となりません。また、複数提案となる可能性もあります。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q48　**入札手続における「設計図書等に関する質問」で、技術提案に関する質問に回答しないのは、どうしてですか。**

A48　「〇〇に対して××することは評価の対象となりますか」「□□の対象範囲は△△と考えていいですか」など、技術提案の評価内容に関連する質問は、**事前審査となる恐れがあるため回答していません**。
技術提案は、**入札金額の範囲内で適切に実施できる内容を記載**して下さい。
なお、明らかに評価対象としない部分は、技術提案の評価内容に「～は除く」、「～に関する提案に限る」等を明記し、お知らせしています。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q49　技術提案書の審査は恣意的に行われていませんか？

A49　審査・評価（案）作成及び総合評価審査委員会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な審査を適切に行うため、会社名が特定できないように、技術管理課とは別の部署の**担当者が匿名（A社、B社・・・、AA社、AB社・・・）になるようマスキングを**行っています。
技術提案のヒアリングを行う場合も同様に、会社名等が特定できないよう配慮しています。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q50　**同じ「評価項目・評価内容」の複数の工事に、同じ内容の提案をしましたが、評価結果が異なっているのは、どうしてですか。**

A50　技術提案の評価の際には、同じ「評価項目・評価内容」であっても、各工事毎に現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて、設計図面及び仕様書等に示された内容に関し、**適切な提案となっているかどうかを評価**しています。

そのため、**同じ内容の提案であっても、現地の条件や工事内容により、評価は変わります**。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q51　**評価されなかった提案まで実施しないといけないのですか。**

A51　**評価しなかった「提案」に含まれる工夫は、履行義務がないこととし、技術提案書審査通知書に記載し、事前通知します**ので、入札金額を積算される際に反映してください。

ただし、技術提案の採否に関わらず、設計図書等で**実施義務があるものについては、従来どおり実施する必要があります**ので、施工計画書に盛り込むようにしてください。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A51　つづき

なお、採用されたにもかかわらず、施工計画書を作成する段階（当初契約直後）で、自己都合により実施しない場合は、**重大な契約違反となり、これにより契約の目的を達することができないと判断し、技術提案不履行、契約解除**となる場合があります。

例

・特殊な施工機械の使用を計画していたが、金額が合わず、または、空き機械が無くリースできなかった。

・事前確認を怠り、地主が反対したため、借地できなかった。

・材料メーカーの説明を鵜呑みにしたが、実際には使用できないことがわかった。

・技術提案に記載している資材等の納入が遅れ、現地で採用できなかった。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q52　**国土交通省では、技術的ダンピング防止のため、オーバースペックによる技術提案を認めていないところもあると聞いているが、奈良県の場合はどうですか？**

A52　**現状では、オーバースペック防止に対する規定を設けていません。**
今後、国土交通省や他府県の動向も参考に検討します。

なお、本来現地状況等を勘案して、必要であれば発注者側で計上すべき内容（交通誘導員に関する提案、コンクリートの配合に関する提案等）を技術提案の対象外とするなど、技術提案を求める範囲を限定したり、**複数提案を制限する**などの取り組みを行っています。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q53　技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。

A53　個別の理由について、**回答することは出来ません**。
参考に、評価できない事例を掲載します。

①「状況に応じ～」「必要に応じ～」「～した場合は～」のような、**確実に実施するかどうか不明で**曖昧な表現を含んでいる場合（上記のような表現でなくとも、**提案全体として曖昧な表現になっている**場合も同じです）

②内容のみで**「具体的な根拠や効果」が記載されていない**場合、または判断できない場合

③内容の**詳細（大きさ、材料、頻度、配置箇所、期間等）が不明**な場合
・使用する資材の品名・型番・規格・製造会社、設置場所・期間・構造、表現内容などについて具体的な記載がない提案は、効果が確認できず評価に至らない場合があります。
提案内容に応じた図面や配置箇所図等を記載して下さい。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A53 つづき1

④**発注者のみで判断できない内容を含んでいる**場合
・地権者、警察、その他関係機関との協議が必要で、提案内容の実現性が発注者のみで判断できない場合
（安全管理に関する対策において、発注者のみで判断できない提案内容を記載されている場合が多いので、ご注意下さい。）
・仮設通路等で、十分な安全性が確認できない場合

⑤同一対象に対する同種の工夫による提案を、提案1、提案2に**分割して記載した**場合
・効果が小さいとして、評価に至らない場合があります。

⑥評価項目・評価内容に**直接効果があると認められない**場合

⑦**提案数が指定した数を上回っている場合**（その複数提案として評価項目の全ての提案が評価対象外）、**提案書の枚数が指定した枚数を上回っている場合**（超過したページに記載された内容は評価対象外）

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A53

つづき2

⑧提案内容が下記に該当する場合

・当然
共通仕様書、特記仕様書、請負必携、品質管理基準、法令等により、当然実施すべきもの

・標準
金抜設計書、図面等に示された内容を、不足なく実施するもの

・手順
施工上の手順であり、必然的に実施することになるもの

・配慮
社会通念上、当然配慮されるべきもの

・内容不明（詳細不明）
内容が不明で、どのように実施されるかわからないもの

・効果不明
提案されているような効果が検証（裏付け）できないもの

・効果少
一定の効果が認められるものの、効果がきわめて限定的なもの

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q54　**品質管理に関する提案が、評価されません。**

A54　品質管理については、**標準でどこまでやらなければならないかを、共通仕様書や特記仕様書等で確認**して下さい。その上で、どのような工夫があるか、検討して下さい。
施工時に、**実施義務があるものについては、技術提案として評価できません**。

さらに、先にも説明しているとおり、品質管理については、いろいろなアプローチの仕方や組合せが考えられるため、複数提案とならないよう、十分注意して下さい。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A54　つづき

また、技術提案で使用する「製品」については、何を使用するのか分かれば十分であり、カタログのように詳細に記載していただく必要はありません。
それよりも、**その製品をどのように使用するのかを、「数量、規格、製品名、期間、場所」等について、できれば図等を交えて具体的に記載**して下さい。

なお、施工手順はいくら詳細に記載されても、あくまでも手順として、必然的に実施されるものであるため、根拠として不十分です。
同様に「ていねいに行います」「十分に行います」という表現も、根拠として評価できません。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q55　**安全管理に関する提案が、評価されません。**

A55　安全管理については、履行時に過大な負担とならないよう、いろいろ制限（評価内容に記載）を設けています。まず、どのような工夫が提案対象となるのか、検討して下さい。

また、技術提案の評価では、県が定めている評価基準を、**その工事の現場条件・施工条件に照らして、有効かどうか確認し、工事ごとに判定**します。

なお、極端に施工範囲の一部に限定した提案や、一方向のみに着目した提案は、効果も限定的となりますので、注意して下さい。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q56　**施工管理に関する提案が、評価されません。**

A56　例えば、河川工事などの濁水対策については、**どこから発生する濁水に対する提案**なのか、対象となる放流先ごと（河川、水路、貯水池 等）の**状況を踏まえた提案**になっているか、使用する**資材や機材は現場条件に対して適切**か、**設備の大きさや構造が十分**か、などの観点によりその提案が効果的かどうか評価しています。大きさや構造を文章で説明するのが難しい場合は、提案内容に応じた図面や配置箇所図等を記載していただいても大丈夫です。
提案の際には、現地の状況を十分確認のうえ、上記の観点を踏まえ、提案するようにしてください。なお、**騒音・粉塵対策についても、同様の考え方で評価**しています。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q57　提案が、どうしても「優れた工夫（３点）」になりません。

A57　優れた工夫と評価できない理由として、下記のようなものが考えられます。

①提案内容の詳細が不明な場合

技術提案（様式８）の但し書きで「数量、規格、製品名、期間、場所」等を詳細に記載するようお願いしています。

これは、受注後、**施工計画書作成の際に、提案内容を適切に反映させるため**です。

また評価の際にはこれらの情報を元に、一定の効果があると認める提案は「工夫」として、**更に内容が十分と認める場合には「優れた工夫」として評価**します。一方、情報が不足している場合には、評価に到らないこともあります。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A57　つづき

②提案内容が、評価内容に合っていない場合
技術提案が過度な負担とならないよう、提案範囲を制限しています。
「〇〇に関する提案を除く」と記載がある場合には、それに関する提案は評価の対象となりません。
また「安全管理」では、求める区間を限定するため「〇〇の提案に限る」「〇〇に関する提案に限る」「〇〇及び前後××m区間に限る」など**具体的な制限**を行っています。
「昼間施工時における」「夜間開放時における」等の時期に関する記載にも、ご注意下さい。

③同種効果に関する提案の場合
「安全管理」や「施工管理（騒音、粉じん、濁水）」では、同じような効果が期待できる工夫がありますが、これらの工夫を**必要以上に組み合わせても、より良い工夫と評価するわけではありません**。これについても、過度な負担とならないよう、基準を定めているためです。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q58　技術提案をどのように作成したら良いか、分かりません。

A58　技術提案を作成する際には、まず**標準案が何かを考えて下さい**。

県では、総合評価落札方式で発注する工事の特記仕様書に、参考として「技術提案に関する事項」を記載しています。
また、一般的な事項として「土木工事共通仕様書」「土木請負工事必携」「土木工事施工管理基準」、工事ごとに作成する「特記仕様書」、その他基準書、メーカーの施工要領などを踏まえ、工夫を考えて下さい。
なお、記載内容については、先にも説明しているとおり、できるだけ詳細に、できれば図なども利用してわかり易く記載して下さい。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q59　技術提案は、高度な内容ほど、評価されるのでしょうか。

A59　技術提案の評価は「その現場で、どのような効果があるか」に着目して評価します。

評価の際には、提案内容が高度かどうかではなく、**施工場所において、一定以上の効果が、確実に期待できる**かどうかを判断しています。
また、効果についても、なぜそのような効果が期待できるかについて、提案者の説明に加え、県でも一般的な情報としての裏付けを確認しています。
そのため、一般化していない独自の技術（裏付け情報の乏しいもの）については、提案書１枚で全てを説明することが難しく、評価に至らない場合があります。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q60 **去年と同じ提案内容では、評価されなくなりました。オーバースペックな提案をしないといけないのですか。**

A60 評価基準については、新たに評価したい内容を盛り込んだり、当初の見込みよりも効果が低いことが判明した提案や、提案を実施することで周辺環境等に悪影響を及ぼすことが判明すること等があるため、**年に一度更新**しています。

なお、提案が評価されなくなったことにより、年毎に評価が厳しくなっているように感じられると思いますが、**オーバースペックな提案を求めているのではなく、その現場で有効な工夫を評価しています**ので、新たな観点での提案をお願いします。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q61　**これまで評価されていた提案が、一般に普及したという理由で評価されなくなる場合はありますか。**

A61　一般に普及した提案とは、「土木工事共通仕様書」、「土木請負工事必携」、「土木工事施工管理基準」に記載される等、**「標準となった提案」**のことを示し、その場合は評価されなくなります。

引き続き、当該現場条件において、**直接効果が見込める提案の提出**をお願いします。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q62　**「技術提案に対する理解度」において実施するヒアリングについて、配置予定技術者へのヒアリングではなく、技術提案書を作成した技術者等へのヒアリングにできませんか。**

A62　ヒアリングは、**現場に配置される予定の技術者に対し**、提出された技術提案に関する質問を行い、**その技術提案に対して理解しているかどうかについて確認**しています。

また、**その結果により技術評価点から減点する方式**としているため、実際に技術提案書を作成した方など、**配置予定技術者以外がヒアリングに参加することはできません。**

なお、落札候補者に対して提出を求める様式１２については、**ヒアリングに出席した配置予定技術者（共同企業体の場合は、共同企業体の代表者に限る。）の人数分を提出**して頂くこととなります。ただし、評価にあたっては、最も低い評価となる者を採用しますので、注意して下さい。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q63 **「技術提案に対する理解度」において実施するヒアリングについて、専任補助制度を活用する場合、配置予定技術者ではなく、専任補助者（現場代理人となる者）がヒアリングに参加するのでしょうか。**

A63 ヒアリングは、**専任補助者（現場代理人となる者）でなく、配置予定技術者に対して**、出席を求めています。
ただし、共同企業体としての入札参加で、専任補助者が共同企業体の構成員としての主任技術者を兼ねる場合は、専任補助者としてではなく、共同企業体の構成員の主任技術者としてヒアリングに参加する必要があります。

「技術提案書（様式８）」に関するQ&A

Q64　「技術提案に対する理解度」において実施するヒアリングについて、技術提案書以外の資料を、手持ち資料として準備してもいいですか？

A64　手持ち資料として準備してもよいです。
ヒアリング実施時には、ヒアリング参加者の前に机を準備しています。手持ち資料を確認しながら質問に回答していただくことは可能です。
ただし、動画等の映像再生や委員への資料配付は認められません。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

Q65　ICT施工者希望型の様式の記入方法について教えて下さい。

A65

【様式8－8】
【ICT施工者希望型：○○型① 一般土木等】

② 品 質 管 理（品質管理に係る技術的所見）

工事名・工事番号：

会社名：

※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。

品質管理について提案を求める事項	○○について提案・実施する。 （発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。）

品質管理に関する具体的な施工計画（ICT技術の活用に関する具体的な施工計画）

提案1
当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載してください。また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICT技術の活用による施工が適当でない箇所を除く土工施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入してください。

	建設生産プロセスの段階	作業内容		採用する技術番号（現場条件により複数選択も可）	技術番号	技術名
□	①3次元起工測量		測量		1	空中写真測量（無人航空機）による起工測量
					2	レーザースキャナーによる起工測量
					3	その他の3次元計測技術による起工測量
□	②3次元設計データ作成		設計データ作成			※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
□	③ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記作業の全てで活用する場合に「■」と記入	□	掘削工		1	3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
		□	盛土(埋戻)工		2	3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
		□	路体盛土工		3	3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
		□	路床盛土工			
		□	法面整形工		4	3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術
□	④3次元出来形管理等の施工管理 ※同上	□	出来形		1	空中写真測量（無人航空機）による出来形管理技術（土工）
					2	レーザースキャナーによる出来形管理技術（土工）
					3	その他の3次元計測技術による出来形管理技術（土工）
		□	品質			TS・GNSSによる締固め回数管理
□	⑤3次元データの納品					

【注意】
1. ICT活用工事の詳細については、特記仕様書によるものとします。
2. 次のような提案は、記載内容が適正でないとして入札参加を認めません。
・施工計画の記載内容が適正でない場合、または提案を求めている事項が1つでも欠落している場合（評価内容において、「（Ⅰ）及び（Ⅱ）について必ず提案すること。」と記載されている場合は、どちらからの提案が欠落している場合を含みます。）

※2　※1　つづき1　つづき2　つづき3

※1が適正に記入されていれば1．5点

※2が適正に記入されていれば3．0点となります

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A65　つづき 1

品質管理に関する具体的な施工計画（ICT技術の活用に関する具体的な施工計画）

提案1

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載してください。また、建設[illegible]現場条件によりICT技術の[illegible]を除く土工施工[illegible]端のチェック欄に「■[illegible]

①3次元起工測量を実施する場合は「■」を記入し、②に技術番号を記入して下さい。

② ①で「■」にした場合は1，2，3から採用する技術番号を記入して下さい。（複数選択可）

	建設生産プロセスの段階	作業内容		採用する技術番号（現場条件により複数選択も可）	技術番号	技術名
① □	①3次元起工測量		測量	②	1	空中写真測量（無人航空機）による起工測量
					2	レーザースキャナーによる起工測量
					3	その他の3次元計測技術による起工測量
□ ③	②3次元設計データ作成		設計データ作成			※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。

③3次元設計データ作成を実施する場合は「■」を記入して下さい。

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A65　つづき 2

※1必ず特記仕様書の「対象工種・種別・細別」の表（以下、「表」という）により、対象を確認して下さい

④「表」の対象全てに⑤⑥を活用する場合のみ「■」を記入して下さい。
その場合も、⑤⑥の記入は必要です。

⑤「表」の内、ICT建設機械を利用するものに「■」を記入して下さい。

④		⑤		⑥		
□	③ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記作業の全てで活用する場合に「■」と記入	□	掘削工		1	3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
		□	盛土(埋戻)工		2	3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
		□	路体盛土工		3	3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
		□	路床盛土工		4	3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術
		□	法面整形工			

⑥⑤で「■」を記入した項目について使用する機械を「1～4」より選んで「■」を記入して下さい。
記入する番号については、特記仕様書を確認の上、適切な番号を記入して下さい。（適切で無い場合は評価対象となりません。）※1

表－1　対象工種・種別・細別　**※1（特記仕様書　ICTに関する部分の抜粋）**

工種（レベル2）	種別（レベル3）	細別	備考（対象機械）	本工事対象
河川土工 基盤整備	・掘削工	・掘削	バックホウ	○
	・盛土工	・路体（築堤）盛土 ・路床盛土	ブルドーザ	○
	・法面整形工	・法面整形（切土部） ・法面整形（盛土部）	バックホウ	

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A65　つづき 3

表－1　対象工種・種別・細別　（特記仕様書　ICTに関する部分の抜粋）

道路土工	・掘削工	・掘削	バックホウ	○
	・路体盛土工	・路体（築堤）盛土	ブルドーザ	○
	・路床盛土工	・路床盛土	ブルドーザ	
	・法面整形工	・法面整形（切土部） ・法面整形（盛土部）	バックホウ	○ ○

■	③ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記作業の全てで活用する場合に「■」と記入	■	掘削工	4	1	3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
		□	盛土(埋戻)工		2	3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
		■	路体盛土工	3	3	3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
		■	路床盛土工	3	4	3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術
		■	法面整形工	4		

特記仕様書で対象工種としていない工種に「■」を記入、当該工事に無い工種に「■」を記入している等の場合は、提案内容が適切で無いとして評価されない場合があるので、注意して下さい。

（**『とりあえず全てに「■」を記入している』というケースが見受けられます。**特記仕様書等を十分確認の上記入をお願いします。）

「技術提案書（様式8）」に関するQ&A

A65　つづき 4

⑦3次元出来形管理等の施工管理を実施する場合は「■」を記入して下さい。その場合も ⑧ の記入は必要です。
なお、品質が対象とならない場合は、⑧で出来形のみのチェックでも「■」を記入して下さい。

⑨⑦および⑧で「■」にした場合は1，2，3から採用する技術番号を記入して下さい。（複数選択可）

⑦ □	④3次元出来形管理等の施工管理 ※同上	⑧ □	出来形	⑨	1	空中写真測量（無人航空機）による出来形管理技術（土工）
					2	レーザースキャナーによる出来形管理技術（土工）
					3	その他の3次元計測技術による出来形管理技術（土工）
		□	品質			TS・GNSSによる締固め回数管理
□ ⑩	⑤3次元データの納品					

【注意】
1. ICT活用工事の詳細については、特記仕様書
2. 次のような提案は、記載内容が適正でないと
場合、また
ず提案す
評価内容に
落している
については、①～⑤の段階で以下のとおり評価する。
a. ①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画の場合は、優れた工夫かつ効果が見られるとして評価点3点
b. ①～⑤の段階のうち一部を活用する場合で③を含む計画の場合は、工夫かつ効果が見られるとして評価点1.5点
c. 上記a及びbに該当しない計画の場合は0点とする。
4. 提出の際、【注意】は全て削除しても構いません。
5. 余白は用紙端から左2.0cm以上、上下右1.0cm以上としてください。

⑧ 「出来形」及び「品質」に右欄の技術を使う場合「■」を記入して下さい。
ただし、「品質」は掘削・法面整形の場合、対象とならないのでご注意下さい。

⑩ 3次元データの納品を実施する場合は「■」を記入して下さい。

「その他留意事項」について

Q66　**企業チャレンジ評価型について教えて下さい。**

A66　企業チャレンジ評価型とは、実績の乏しい企業に対する受注機会の拡大を目的としており、「企業の同種工事実績」及び「配置技術者の同種工事実績」を評価項目から除外する総合評価落札方式です。また、工事完了後には、その企業及び配置技術者は工事実績を得ることになります。

「その他留意事項」について

Q67　若手・女性チャレンジ評価型について教えて下さい。

A67　若手・女性チャレンジ評価型とは、令和3年5月まで実施していた「若手チャレンジ評価型」と「女性チャレンジ評価型」を統合した型式です。
本型式からの変更点は、経験の浅い技術者の人材育成の促進も目的に、若手技術者（満40歳以下）又は女性技術者を、主任（監理）技術者だけでなく、現場代理人（資格不要）として配置する場合にも、同種工事の経験の有無に関わらず評価する総合評価落札方式です。
　工事完了後に、配置された若手・女性技術者は工事実績を得ることになります。

なお、配置予定技術者を若手・女性技術者とする場合は、必ず配置予定技術者の年齢又は性別が確認できる資料（健康保険証等のコピー※1）を添付してください。
※1　提出の際はQ74にご注意下さい

「その他留意事項」について

Q68　**一括審査方式の技術提案書（事前）（事後）において、「電子入札参加申込書を提出した工事、入札書及び入札金額の内訳書の提出した工事（以下、入札参加という）」以外の工事名・工事番号は削除する必要があるか。**

A68　技術提案書（事前）（事後）において、様式にあらかじめ記載されている工事名・工事番号を**削除する必要はありません**。入札参加していない工事名・工事番号が記載されていても、技術提案書（事前）（事後）の審査・確認は入札参加した工事のみを対象とします。

なお、入札参加していない工事名・工事番号を削除しても問題ありませんが、**誤って入札参加している工事名・工事番号が削除されている場合は、技術提案書（事前）（事後）の提出がないものとして取り扱う**ので、注意してください。

「その他留意事項」について

Q69　**ICT施工者希望型について教えて下さい。**

A69　国土交通省では、平成28年度を「生産性革命元年」と位置付け、「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す「i-Construction」の取り組みを進めています。

このような状況を踏まえ、奈良県でも、「i-Construction」推進のため、「ICT施工者希望型」の総合評価落札方式を導入しました。

ICT技術を全面的に活用することで、生産性向上が見込まれ、企業の経営環境を改善し、賃金水準の向上を図るとともに、安定した休暇の取得や安全な建設現場を実現することにつながると考えています。

「その他留意事項」について

A69　つづき

「ICT施工者希望型」の概要

・「ICT活用施工」が効果的と判断する、一定規模以上の土工量がある工事で試行

・総合評価落札方式において「ICT活用施工」をする提案があれば加点する型式

(1) 総合評価落札方式における評価の対象とする。

(2) 必要経費は変更計上する。

(3) 工事成績で加点評価する。

「その他留意事項」について

Q70　**なぜ、配置技術者を途中交代させた場合、工事成績評定点が減点されるのですか。**

A70　減点されるのは『技術提案書において、施工経験が評価され、加点された』配置技術者が途中交代する際に、**後任の配置技術者の能力・経験が同等以上となっていない場合は**、減点となります。
本来、配置技術者については、交代前後において技術力が同等以上に確保されているとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないことが認められる必要があり、その配置技術者の能力・経験が、**施工実績として評価され落札されたのですから**、配置技術者が交代する場合は、後任の方も同等以上の能力・経験をもった方を配置していただく必要があります。

「その他留意事項」について

Q71　企業の施工実績等について、個々の内訳（評価調書）は、公表してもらえますか？

A71　自社については、開札録公開後（契約が成立し、HPに掲載後）に**面談による公表は可能**です。中止になった場合、辞退された場合も公表できます。ただし**「技術提案書審査通知書」で入札参加が認められている場合**に限ります。必ず事前に連絡し、**自社の所属**が確認できるもの（監理技術者資格者証、健康保険証、運転免許証など、**顔写真付きで本人と確認できるもの**）を持参のうえ、技術管理課受付にお越しください。

なお、面談は自社所属の方のみとし、他社所属の方の同席は認めません。

また、**他社の内訳（評価調書）については、個人情報（企業が不利益を被るおそれがある内容）を含むため、非公表**としています。

「その他留意事項」について

Q72　技術評価点の1提案毎の評価結果を、公表してもらえますか？

A72　加点評価した提案は『○』で、加点評価とならなかった提案は『－』で表し、開札後に、各社一覧で開札録とともに公表しています。
なお、提案毎の個別の点数（1.5点または3.0点）および評価理由（非評価理由）については公表していません。

（技術評価点内訳書公表例）

入札者氏名	評価項目					加算点計	技術評価点
	施工計画				企業の施工実績等		
	品質管理		安全管理				
	提案1	提案2	提案1	提案2			
A　社	○	－	○	○	5．5	14．5	114．5
	3．0		6．0				
B　社	－	－	○	－	6．5	9．5	109．5
	0		3．0				
C　社	○	○	○	○	6．5	17．0	117．0
	6．0		4．5				
D　社	－	－	－	－	7．5	7．5	107．5
	0		0				

「その他留意事項」について

A72　つづき1

なお、評価しなかった提案の履行を免除していることから、審査通知書に「○」と「－」を、入札の前に通知しています。

技術提案書審査通知書　（例）

株式会社　○○建設
代表取締役　○○　様　　奈良県知事

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で、審査・評価をした結果、適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書（下記の提案ごとの評価を参照）に基づく施工計画により入札してください。これに違反した場合は入札を無効とします。

公告日	平成23年6月15日
工事名	道路改良事業
工事番号	第　○－△－×　号

23年度に追加

施　工　計　画			
品　質　管　理		施　工　管　理	
提案1	提案2	提案1	提案2
○	○	－	○

※評価された提案（上記表中の○）については、履行義務があります。

「その他留意事項」について

A72 つづき2

また、総合評価委員会で『複数提案』と判断された場合、審査通知書の施工計画欄に、「（複）」と記載しています。

技術提案書審査通知書 （例）

株式会社 ○○建設
代表取締役 ○○ 様　　奈良県知事

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で、審査・評価をした結果、適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書（下記の提案ごとの評価を参照）に基づく施工計画により入札してください。これに違反した場合は入札を無効とします。

公告日	平成23年6月15日
工事名	道路改良事業
工事番号	第 ○－△－× 号

施 工 計 画			
品 質 管 理		施 工 管 理	
提案1	提案2	提案1	提案2
（複）		－	○

記載 →

※評価された提案（上記表中の○）については、履行義務があります。

「その他留意事項」について

Q73　現在評価されている提案は費用がかかりすぎと感じます。以前評価されていた提案でも、評価基準が変わってしまうので、基準が変わる毎にオーバースペックの提案にしないと評価していないのではないですか？

A73　評価基準について、提案内容にかかる金額は一切関係がありませんので、費用をかければ評価されるという訳ではありません。評価基準についてはA59と同様です。

「その他留意事項」について

Q74 配置予定技術者（専任補助制度、若手・女性チャレンジ）の確認について、保険証等の写しは必要ですか？

A74 令和２年１０月１日より健康保険法等が改正され、被保険者証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号について、原則として、本人確認等を目的として当該番号等の告知を求めることが禁止となりました。

年齢や性別確認のために被保険者証等を提出する必要がある場合は、**保険者番号及び被保険者等記号・番号を複写又は転記することはできません。複写の際は当該部分をマスキングしてください**